2022.04

日本赤十字社の活動資金に対する税制上の優遇措置

【個人としてご寄付いただいた場合】

税控除区分	募集期間	関係根拠法令	措置の内容
所得の控除 （特定寄付金）	通　年	所得税法 第 78 条 第 2 項第 3 号	寄付金の全額（但し、上限は寄付者の年間所得総額の 40%）から 2 千円を差し引いた額が寄付者の年間所得額から控除されます。
個人住民税の控除 （総務大臣告示）	4 月 1 日～ 但し、募集金額（1,230 万円）に達した時点で終了させていただきます。	地方税法施行令第 7 条の 17 の 3	寄付金の全額（但し、上限は寄付者の年間所得総額の 30%）から 2 千円を差し引いた額の 10%が寄付者の住民税額（府民税＋市町村民税）から控除されます。 また、所得税についても、上記特定寄付金と同じ優遇措置が併せて適用されます。　※1
相続税の非課税	通　年	租税特別措置法第 70 条	寄付された相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。但し、相続税の申告期限内（相続開始から 10 カ月以内）の寄付によります。

◎ 大阪府内在住の方によるご寄付は全て、所得控除＋個人府民税の控除対象寄付金となります。

条例指定承認市町村在住の方については、併せて個人市町村民税の適用となります。

条例指定未承認市町村在住の方については、募集金額の範囲内で寄付金額等により個人住民税の控除（※1）対象となります。

【参考】

都道府県	市町村	税控除の内容	備考
大阪府内在住	条例指定承認市町村　※2	①所得の控除 ②住民税（府民税）の控除 ③住民税（市町村民税）の控除 ※1と控除内容は同じです	※2 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、八尾市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
	条例指定未承認市町村　※3	①所得の控除 ②住民税（府民税）の控除	※3 守口市、松原市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市
大阪府外在住	－	①所得の控除	－